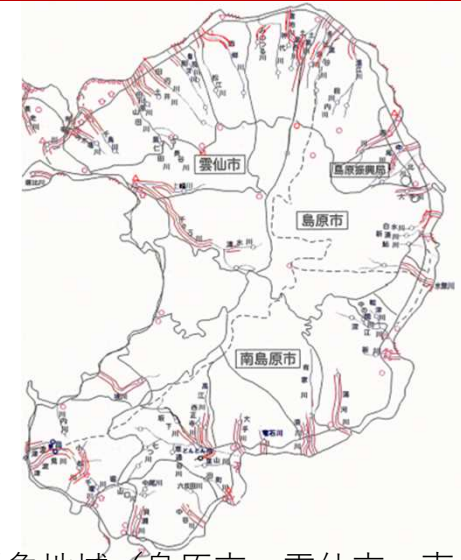


# 【改定】「第2期島原半島窒素負荷低減計画」の概要（H29.4 確認・公表）

計画名	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度版） （H28.3改定・R3.3改定）		
提出機関名	長崎県	対象地域	島原市・雲仙市・南島原市
メイン課題	地下水・水質改善・水利用		
計画概要	県内有数の農畜産業が盛んな地域である島原半島において、当該地域で貴重な水資源である地下水の硝酸性窒素負荷低減を図る計画		
計画の特徴	長崎県だけでなく、島原半島周辺の3市（島原市・雲仙市・南島原市）と一体となり、広域的な行政各部署の連携はもちろんのこと、農畜産業などの地域産業に携わる事業者とも協力して、地下水観測全地点で硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下となることを目指す計画		



計画対象地域（島原市・雲仙市・南島原市）

【実施体制】		島原半島窒素負荷低減対策会議	
地方公共団体	都道府県	○	<p>○計画の推進体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>住民</p> <p>農業者</p> <p>農業関係団体</p> <p>工場・事業場の事業者</p> <p>長崎県</p> <p>地元市（島原市・雲仙市・南島原市）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>住民の役割</p> <p>農業関係者の役割</p> <p>事業者の役割</p> <p>行政の役割</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>計画に掲げた対策は、それぞれがその立場に応じて確実に実施することで初めて効果を現す</p> </div>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		-	
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	

【改定の趣旨等】 これまでの取り組みにより、地下水定期モニタリング調査17地点のうち、環境基準超過地点数は8地点まで減少しているが、今後も最終目標である全地点での環境基準以下に向けて、長期的な継続した取り組みが必要なため、より一層の対策の推進に向けて、具体的な対策の数値目標や内容を見直すとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成も盛り込んで改定